

2009年4月23日

国会議員 各位

共済の今日と未来を考える懇話会

窓口団体：日本勤労者山岳連盟

(連絡先) 〒162-0814 新宿区小川町 5-24

03-3260-6331

新保険業法の適用除外を求める要望書

第162通常国会で「改正」された保険業法(以下、新保険業法)は、「共済」の名を騙った詐欺的な団体や、保険業法を潜脱して営利保険業を営む事業者など、「ニセ共済」を規制し、契約者を保護することが目的でした。

しかしながら新保険業法は、「ニセ共済」を規制するにとどまらず、これまで長年に亘り自主的に、健全に運営されてきた多くの共済(自主共済)までも規制の対象としてしまいました。

これにより、多くの自主共済は存続が困難となり、制度の廃止や解散を余儀なくされ、存続をするにしても制度内容の大幅な改悪を行わざるを得ない窮地に追い込まれ、契約者・加入者の利益が著しく害されています。

2008年3月31日の経過措置期限を過ぎた今でも、先行きの見通しの立たない自主共済団体もあります。

自主共済は、非営利で、自主的に運営されており、独立した財政基盤と自治規範を持つなど、「ニセ共済」とは明確に異なるものです。こうした自主共済については、その運営は団体自治に委ねられるべきであり、不必要な干渉を控えることがこの間の国会審議からも求められることです。

自主共済を守るための主張は、与野党を超えて国会で繰り返し取り上げられてきました。

新保険業法の規制によってこれ以上の被害が広がらないよう、以下の点について求めます。

記

1. 存続が困難となっている自主共済について、新保険業法の経過措置を遡及して適用するなど、早急に救済措置を講じること。
2. 自主的・民主的に運営される共済を新保険業法の適用除外とすること。